

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・長崎県特定水産資源の採捕の停止（令和7年長崎県告示第105号の2）の撤回
- ・長崎県特定水産資源の採捕の停止（令和6年長崎県告示第324号の2）の撤回

所管課（室）名
漁業振興課
〃

告 示

長崎県告示第131号の3

くろまぐろ（大型魚）の採捕の数量が、「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和6管理年度（第10管理期間））において定める当該くろまぐろに係る県南海区の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとして、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号及び長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年長崎県規則第48号）第2条第1項の規定により告示したが、同海区の割当量が増加したことに伴い同規定に該当しなくなったため、長崎県特定水産資源の採捕の停止（令和7年長崎県告示第105号の2）を撤回する。

令和7年3月10日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第131号の4

くろまぐろ（大型魚）の採捕の数量が、「長崎県資源管理方針別紙1－1第4及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和6管理年度（第10管理期間））において定める当該くろまぐろに係る対馬海区の割当量を超えていたため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号及び長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年長崎県規則第48号）第2条第1項の規定により告示したが、同海区の割当量が増加したことに伴い同規定に該当しなくなったため、長崎県特定水産資源の採捕の停止（令和6年長崎県告示第324号の2）を撤回する。

令和7年3月10日

長崎県知事 大石 賢吾

令和7年3月10日 月曜日

長崎県公報

号外

発行者

長崎県
尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリント
寺田宏弥ト